平成２４年（フ）第６９１号
神奈川県厚木市長谷1433番地１　グリーンコテージＢ―102、前住所神奈川県厚木市長谷1198番地９
債務者　岩下　文幸
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第７９号
神奈川県足柄上郡開成町吉田島1618番地　カーサソレアードＡ201
債務者　永野　桂
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第１５０号
富山県射水市南太閤山１丁目１番地　ラ・ビスタ太閤山303―302、旧住所富山県射水市手崎212番地10
債務者　髙木　由美
１　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２４年（フ）第１７６号
富山県高岡市清水町３丁目３番63―602号　エクセレント清水
債務者　松吉麻由子（旧姓坂巻）
１　決定年月日時　平成25年２月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２５年（フ）第９１号
静岡県熱海市昭和町９丁目６番地、申立時の住所名古屋市中村区黄金通１丁目12番地　シティパルナゴヤ1408号
債務者　稲田　茂
１　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第９８号
名古屋市中村区道下町４丁目14番地　プチマンション日赤東２―Ｄ号
債務者　田中　一義
１　決定年月日時　平成25年２月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７号
愛知県一宮市北方町北方字西泉屋郷225番地
債務者　青井　一代
１　決定年月日時　平成25年２月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第１７４７号
福岡県糟屋郡志免町別府北４丁目８番12号レオパレス空港南101号
債務者　西川　謙一
１　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１９５８号
福岡県筑紫野市天拝坂２丁目９番地11
債務者　北　哲郎
１　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２１３４号
福岡県古賀市今の庄１丁目１番７号
債務者　田中かおり（旧姓原）
１　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２２６号
福岡市西区戸切３丁目16番５―101号
債務者　中野　洋道
１　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２２２７号
福岡市西区戸切３丁目16番５―101号
債務者　中野　優子
１　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３０９号
福岡県糟屋郡須恵町大字旅石790番地６
債務者　宮川　秀光
１　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３３５号
福岡市東区香住ヶ丘２丁目８番19号
債務者　鈴木　友江
１　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４４０号
福岡市西区今宿東１丁目13番５号
債務者　田口奈津美
１　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４４５号
福岡市西区周船寺３丁目９番12―202号
債務者　松本　博恵
１　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２４７７号
福岡市東区馬出５丁目19番５―102号
債務者　阿比留智恵
１　決定年月日時　平成25年２月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部